

議案第 2 号

野田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

野田市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年8月30日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市手数料条例の一部を改正する条例

野田市手数料条例（昭和51年野田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表の6の10の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表の6の19の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表の6の21の項中「5戸を超えるもの」を「5戸を超えるもの」に改め、同表の6中31の項を33の項とし、23の項から30の項までを2ずつ繰り下げ、22の項を23の項とし、同項の次に次のように加える。

24 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	22の項の右欄の区分に応じ、それぞれ定める金額（共同住宅等に係る長期優良住宅維持保全計画（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項の規定による認定の申請に基づき同法第6条第1項の認定を受けたものに限る。）の変更にあっては、22の項の備考に定める金額）に2分の1を乗じて得た金額
--	--

別表の6の21の項の次に次のように加える。

22 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められたもの 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 一戸建ての住宅 12,000円 (イ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の総数が5戸以下のもの 23,000円 (ロ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の総
---	---

数が5戸を超えるもの 40,000円

(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のもの 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 一戸建ての住宅 62,000円

(イ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の総数が5戸以下のもの 152,000円

(ウ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の総数が5戸を超えるもの 244,000円

備考 共同住宅等に係る手数料（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項の規定による認定の申請に係るものに限る。）の金額は、この項に掲げる区分に応じ、それぞれ定める金額を認定申請対象住戸の数で除して得た金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）とする。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による建築基準法の改正、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行による住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正等に伴い、建築関係手数料に関する規定を整備しようとするものである。

参考資料

野田市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市手数料条例（昭和51年野田市条例第4号）

改 正 案		現 行
別表(第2条第1項) 1~5 (略) 6 建築関係手数料		別表(第2条第1項) 1~5 (略) 6 建築関係手数料
手数料の種類 金額(計算単位の定めのあるものについては、その計算単位についての金額とし、その他のものについては、1件についての金額とする。) (略)		手数料の種類 金額(計算単位の定めのあるものについては、その計算単位についての金額とし、その他のものについては、1件についての金額とする。) (略)
10 建築基準 <u>法第85条第6項</u> の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査 (略)		10 建築基準 <u>法第85条第5項</u> の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査 (略)
19 建築基準 <u>法第87条の3第6項</u> の規定による建築物の用途を変更して一時的に使用する場合の許可の申請に対する審査 (略)		19 建築基準 <u>法第87条の3第5項</u> の規定による建築物の用途を変更して一時的に使用する場合の許可の申請に対する審査 (略)
21 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成20年法律第87号)第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認 (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められたもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 新築の場合 次に掲		21 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成20年法律第87号)第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認 (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められたもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 新築の場合 次に掲

定の申請に対する審査	<p>げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の総数が<u>5戸</u>を超えるもの 26,000円</p> <p>イ 増築又は改築の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の総数が<u>5戸</u>を超えるもの 40,000円</p> <p>(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により长期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 新築の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の総数が<u>5戸</u>を超えるもの 163,000円</p> <p>イ 増築又は改築の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の総数が<u>5戸</u></p>
定の申請に対する審査	げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

	<p><u>を超えるもの</u> 244,000 円 備考 (略)</p> <p><u>22 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査</u></p> <p>(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められたもの 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 12,000 円</p> <p>(イ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の総数が5戸以下のもの 23,000 円</p> <p>(ウ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の総数が5戸を超えるもの 40,000 円</p> <p>(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のもの 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 62,000 円</p> <p>(イ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の総数が5戸以下のもの 152,000 円</p> <p>(ウ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の総数が5戸を超えるもの 244,000 円</p> <p>備考 共同住宅等に係る</p>	<p><u>を超え 10 戸以下のもの</u> 244,000 円 備考 (略)</p>
--	---	--

	<p><u>手数料(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項の規定による認定の申請に係るものに限る。)の金額は、この項に掲げる区分に応じ、それぞれ定める金額を認定申請対象住戸の数で除して得た金額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)とする。</u></p>	
23 (略)	(略)	22 (略) (略)
24 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査	<p><u>22の項の右欄の区分に応じ、それぞれ定める金額(共同住宅等に係る長期優良住宅維持保全計画(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項の規定による認定の申請に基づき同法第6条第1項の認定を受けたものに限る。)の変更にあっては、22の項の備考に定める金額)に2分の1を乗じて得た金額</u></p>	
25~33 (略)	(略)	23~31 (略) (略)
7~10 (略)		7~10 (略)